

地域貢献活動補助金交付要綱

令和4年5月20日

地域協働局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内における様々な地域貢献活動を支援し、公益的な活動のすそ野を広げ、市民の参画を推進することを目的として市が行う、地域貢献活動に要する経費にかかる補助(以下「本補助事業」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(枠区分)

第2条 本補助事業は、次の区分によるものとする。

- (1) 一般枠
- (2) 学生応援枠

(対象団体)

第3条 本補助事業の対象となる団体(以下「団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 2人以上で組織されていること
- (2) 神戸市内に活動の拠点を有すること
- (3) 神戸市内で地域貢献活動を実施すること
- (4) 過去3年間分において、本事業による補助金を受けた団体でないこと。ただし、学生応援枠に関しては、この限りではない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、あるいは他の用途に用いる等、市が交付する補助金について不正を行ったことがないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (7) 学生応援枠に申請する団体に関しては、前項に加え、代表者を含む構成員が主に学生等で構成され、主体となって企画・立案・実施する活動であること。

(対象活動)

第4条 補助の対象となる活動(以下「対象活動」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神戸市内における地域貢献に取り組む継続的な活動であること
- (2) 営利を目的とした活動、学術研究を目的とした活動、又は教育機関等における授業の一環で行われる活動でないこと
- (3) 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- (4) 公序良俗に反する活動であるなど、本補助事業の目的に合致せず、本補助事業の対象として適当でないと認められる活動でないこと

(対象経費)

第5条 本補助事業の対象となる経費は、団体が当該年度内に実施する対象活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域貢献活動を実施する際の活動経費のうち別表1に定めるもの
- (2) 団体の運営に要する経費のうち別表2に定めるもの（ただし、団体のうち法人格を有するものに限る）

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額及び補助率は、予算の範囲内で別表3に定めるとおりとする。（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、4月1日から翌年2月末日までとする。

(交付申請)

第8条 補助金を受けようとする団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体概要

2 2年目以降も補助金を受けようとする団体は、当該補助事業を実施しようとする補助対象期間ごとに、前項に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず第1項第4号について、必要がないと認める場合は、提出を省略させることができる。

(要件審査)

第9条 市長は、前条に基づく申請内容が次に掲げる要件に該当しないと認められる場合は、理由を付して不交付である旨を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

- (1) 第3条に定める活動であること
- (2) 補助対象期間内に実施する活動であること
- (3) 市が定める計画や方針に反する活動でないこと
- (4) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- (5) 法令に違反した活動でないこと
- (6) その他、市長が適当であると認める活動であること

(企画提案会の実施)

第10条 市長は、補助金交付の適否を決定するにあたり企画提案会を実施し、申請団体（前条の規定により不交付通知を行った団体を除く。）に対し企画提案会への出席及び提案説明を求めるものとする。

2 市長は、申請団体が前項の企画提案会を欠席した場合は辞退とみなす。

3 市長は、申請団体が多数であるなどの場合において、第1項に規定する企画提案会の実施に代えて、申請書類による審査を行うことができる。

4 市長は、前項の審査の結果、不交付と判断した申請団体に対して補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請団体に通知するものとする。

(選考委員会の設置及び適否採択)

第11条 市長は、団体の適否を検討するため、選考委員会を設置するものとする。

- 2 選考委員会は、第8条に定める申請書類及び前条に定める企画提案会での提案説明の内容について、公益性、計画性、効果、先駆性、将来性、前年度の評価（補助申請2年目以降の場合のみ）の項目に基づき総合的に審査し、市長に報告する。
- 3 市長は、選考委員会の報告を踏まえ、団体の採否を決定する。
- 4 選考委員会は、原則非公開とする。

（交付の決定）

第12条 市長は、前条第3項の決定に基づき、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（対象活動の変更等）

第13条 団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該補助事業者には通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第14条 団体は、補助金規則第15条に基づき当該補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 当該補助事業等にかかる収支決算書
- (4) 事業に要した費用を証する書類

（交付額の確定）

第15条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに当該補助事業者には通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第16条 市長は、当該補助事業者に対し、前条第1項に規定する補助金交付額確定通知書を補助団体に通知したのち、市長は速やかに補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者には通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

別表 1 活動経費（第 4 条関係）

区分	内容
ア 報償費、消耗品費、旅費、会場借上げ料等、活動実施にかかる経費	(1) 報償費のうち、謝礼等に要する経費 (2) 役務費のうち、通信（切手代等）、運搬、広告、手数料に要する経費 (3) 委託費のうち、外部発注や広報物の制作等に要する経費 (4) 使用料のうち、会場使用（付帯設備使用料を含む）、会場設営、車両等の賃借等に要する経費 (5) 備品・消耗品費のうち、材料購入、印刷等に要する経費（飲食にかかる経費を除く） (6) 保険料のうち、活動保険等に要する経費 (7) 旅費のうち、交通（航空運賃、鉄道運賃等）に要する経費（ガソリン代を除く） (8) その他、市長が必要と認める経費 (9) (5)に定める経費で充当できる単価(税込)上限は¥50,000 とする ※ただし、団体と当該団体の構成員が代表を務める団体との間で生じる経費を除く。
イ 賃貸借契約を締結する物件において実施する、地域貢献活動に対する費用	・ 毎月賃料を支払う物件において、月に 1 回以上、5 名以上の参加者を募って実施される継続的な地域貢献活動を対象とし、1 回の実施あたり ¥5,000 を補助する。 ・ 別表 2 に定める運営経費のうち(2)賃料に相当する経費との合計額について、団体が支払う各月及び年間の賃料もしくは別表 3 に定める上限額のいずれか低い額を上限とする。 ※ただし、団体と当該団体の構成員が代表を務める団体との間で生じる経費を除く。

別表2 運営経費（第4条関係）

区分	内容
団体の運営にかかる経費	(1) 人件費 (2) 賃料（ただし月毎に、支払うべき賃料から別表1イに基づき計上する経費を差し引いた額を対象とする。） (3) 光熱水費 (4) 電話・インターネット等通信費 (5) その他、市長が必要と認める経費 ※ただし、団体と当該団体の構成員が代表を務める団体との間で生じる経費を除く。 ・上記(1)から(5)までの合計額について別表3に定める額を上限とする。

別表3 補助金の額及び補助率（第5条関係）

部門	年数	補助額及び補助率
一般枠	補助1年目	(1)総額 40万円もしくは補助申請額の80%のいずれか低い額 (2)内訳 ①別表1区分アの経費：(1)総額から下記②及び③を差し引いた額 ②別表1区分イの経費：(1)総額のうち20%を上限とする額 ③別表2の経費：(1)総額のうち30%を上限とする額
	補助2年目	(1)総額 30万円もしくは補助申請額の60%のいずれか低い額 (2)内訳 ①別表1区分アの経費：(1)総額から下記②及び③を差し引いた額 ②別表1区分イの経費：(1)総額のうち20%を上限とする額 ③別表2の経費：(1)総額のうち30%を上限とする額
	補助3年目	(1)総額 20万円もしくは補助申請額の40%のいずれか低い額 (2)内訳 ①別表1区分アの経費：(1)総額から下記②及び③を差し引いた額 ②別表1区分イの経費：(1)総額のうち20%を上限とする額 ③別表2の経費：(1)総額のうち30%を上限とする額
学生応援枠	年限無し	(1)総額 10万円もしくは補助申請額の100%のいずれか低い額 (2)内訳 ①別表1区分アの経費 ②別表1区分イの経費 ③別表2の経費

補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所 (神戸市内事務所)	〒 神戸市		
団体名			
役職・代表者氏名			
担当者	氏名		TEL
	E-mail		

振込先口座情報

金融機関名		支店等	
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()		
口座番号(7桁)			
口座名義			
口座名義(カナ)			

(注) 口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

代表者の個人口座等への振り込みを希望する場合は、以下「受任者」に記入して提出すること。

・受任者 (補助事業者等名義以外の口座へ振り込みを希望する場合に記入)

住所	
団体名	(※振込先が個人口座の場合は記載不要)
氏名	

(注) 受任者氏名は口座名義と同一であること。

神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）及び地域貢献活動補助金交付要綱に従って、下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業
申請枠区分	一般枠 ・ 学生応援枠 （いずれかに○をして下さい）
申請事業の名称 （活動名）	
補助事業等の 完了予定年月日	年 月 日
本補助金申請年次	本補助金の受給が【1年目・2年目・3年目】（いずれかに○印）の申請 ※申請枠区分が学生応援枠の場合は記載不要
補助金申請額	円
算出の基礎	別記2 収支予算書のとおり
添付書類	・ 事業計画書（別記1） ・ 収支予算書（別記2） ・ 団体概要（別記3） ・ 通帳のコピー ・（学生応援枠の場合のみ）学生であることを証明する書類（学生証など）

【誓約事項】

以下、すべての要件を満たしていることに、相違ありません。

※以下の事項を確認したうえで、チェックボックス（）に✓を入れてください。

✓が無い場合は、申請できません。

- (1) 神戸市内における地域貢献に取り組む継続的な活動を行うこと。
- (2) 申請の対象となる活動が、営利を目的とした活動、学術研究を目的とした活動、又は教育機関等における授業の一環で行われる活動でないこと。
- (3) 申請の対象となる活動が、政治的活動又は宗教的活動でないこと。
- (4) 申請の対象となる活動が、公序良俗に反する活動であるなど、本補助事業の目的に合致せず、本補助事業の対象として適当でないと認められる活動でないこと。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、あるいは他の用途に用いる等、市が交付する補助金について不正を行ったことがないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

○今後の事業展開・資金計画等

<p>〈次年度〉 について</p>			
<p>補助が不採択 となった場合</p>	<p>【実施方法】 (右記から選択)</p>	<p>何らかの方法で 活動を実施</p>	<p>活動の中止</p>
<p>申請活動に充て ている他の補助 金があるか</p>	<p><input type="checkbox"/>ない <input type="checkbox"/>ある ある場合は、補助金名を記載 ()</p>		

団 体 概 要

(ふりがな) 団体名称※	
(ふりがな) 役職・代表者名※	
住 所※ (神戸市内事務所)	〒
主たる拠点住所 (神戸市内拠点と同じ場合は記載不要)	〒
ホームページ	
構成員名簿※ (代表者を除く・ 最大5名まで)	----- ----- ----- -----
添付資料※	・団体の定款・規則・会則等

- ・※印は必須項目です。
- ・必須提出資料以外の資料は添付しないでください。

補助金交付決定通知書

(公印省略)

神〇〇第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業
申請事業の名称 (活動名)	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金不交付決定通知書

(公印省略)

神〇〇第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業等の名称

2 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

団体名			
役職・代表者名			
担当者	名前		TEL
	E-mail		

令和 年 月 日付神〇〇第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業	
申請事業の名称 (活動名)		
変更の内容	当初交付決定時	
	変更後	
変更の理由		
算出の基礎	別記1 収支予算書のとおり	
添付書類		

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

団体名			
役職・代表者名			
担当者	名前		TEL
	E-mail		

令和 年 月 日付神〇〇第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業
申請事業の名称 (活動名)	
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	令和 年 月 日 (から令和 年 月 日までの間)

補助金交付決定変更通知書

(公印省略)

神〇〇第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付神〇〇第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業	
申請事業の名称 (活動名)		
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
変更の内容	当初交付決定時	
	変更交付決定内容	
交付の条件	・本表第 2 項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書(令和 年 月 日付神〇〇第 号)の表第 4 項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

神〇〇第 号

令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付神〇〇第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業
申請事業の名称 （活動名）	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長宛

団体名			
役職・代表者名			
担当者	名前		TEL
	E-mail		

令和 年 月 日付神〇〇第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業
申請事業の名称 (活動名)	
補助事業等の 完了(実績)年月日	令和 年 月 日
補助金の額	申請時 円
	実績額 円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施状況がわかる書類 ・補助事業等にかかる収支決算書 ・事業に要した費用を証する書類

補助金額確定通知書

(公印省略)

神〇〇第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付神〇〇第 号で交付決定した下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業
申請事業の名称 (活動名)	
補助金の確定額	円
特記事項	

補助金交付決定取消通知書

(公印省略)

神〇〇第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付神〇〇第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	地域貢献活動補助事業
申請事業の名称 (活動名)	
補助金の額	円
取消しの理由	